

徴収手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
警察本部 総務部 会計課	<p>工事業者の光熱水費負担金について、納入通知書を送付していなかったため、未収となっていたものが3件あった。</p> <p>1 調定額：25,078円 調定日：令和5年10月2日</p> <p>2 調定額：44,397円 調定日：令和5年10月5日</p> <p>3 調定額：28,488円 調定日：令和5年10月6日</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (納入の通知) 第25条 歳入徴収者は、第22条第1項の規定により歳入を調定したときは、直ちに納入義務者に納入通知書（様式第22号）又は納付書（様式第23号）を送付しなければならない。</p> </div>
措置の内容		
<p>検出事項については、納入通知書を速やかに送付し、未収となっていた光熱水費負担金3件を収入した。</p> <p>検出事項が発生した原因については、担当者が決裁後に発送手続るべきところを失念したことによるものである。</p> <p>今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者だけでなく、幹部のチェックを徹底し、再発防止を図る。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月3日から同年8月30日まで）